

# 学校施設（体育館）使用申請について

令和7年3月6日  
佐世保市立清水中学校

## 1 使用可能曜日・時間

平日（月曜日～金曜日）19時～21時

許可する使用時間には用具等の準備、撤去、掃除等の時間が含まれますので、

21時には清掃を含めて退館し、校外へ移動をお願いします。

## 2 使用中止日

(1) 土・日・祝日

(2) 夏季・冬季休業中の学校閉庁期間 ※年によって変わります。

(3) 卒業式等の学校行事や大会当日等の前後など使用できない曜日は、事前にHPでお知らせします。

ただし、使用許可後に、学校行事等のため使用できなくなる場合もあります。

その場合は、ご連絡を致しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 3 使用許可申請手続き

(1) 使用希望前月の1日～20日の16時までに本校事務室へ申請書をご持参ください。郵送でも可能としますが、20日必着をお願いします。

※20日が土日祝の場合は、直前の学校開庁日16時までに申請、郵送（必着）をお願いします。

(2) 持参される場合は、チームの代表者と限らず、代理者でも可能です。

(3) より多くの市民の皆様が利用をしていただくため、本校では、半面での申請、1か月ごとの申請をお願いしております。

(4) 申請書様式は、本校HPに掲載しておりますので、ご利用ください。学校でも準備しております。

(5) 使用希望日が重複した場合は、本校校長または教頭が代理で抽選を行います。

(6) 利用団体が決まり次第、HPへ掲載しますのでご確認ください。※当選した旨のお電話は致しませんので、予めご了承ください。

(7) HPへ掲載後、空きがあれば、先着順にて申請できますが、一度、電話で予約を行い、使用日の5日前までに申請書をご持参ください。

※5日前が週休日及び祝日の場合はその直前の平日までにご持参ください。

## 4 施設使用許可書

(1) 使用許可申請が承認されると、学校のホームページに掲載し、「施設使用許可書」が交付されます。

(2) 利用する日は許可証を持参し、管理員室代行員へ提示をお願いします。

また、使用前と使用後に代行員の指示に従って、体育館使用簿に記入をお願いします。

(3) 許可後の、キャンセルにつきまして、当日の16時までに連絡をお願いします。

(4) 次月から申請をしない場合は、前月までの納付書が発行でき次第、お渡ししますので、予めご連絡頂き、利用日翌月の20日までにご来校ください。

## 5 その他

(1) 使用内容（競技の種類等）によっては、使用できない場合がありますのでご相談ください。

民家が近いため、よさこい等の音楽が鳴るような活動や、体育館損傷につながる恐れがある活動、サッカーやフットサル等は、使用できません。

(2) 体育館を利用する際は、明かりが漏れぬよう暗幕を閉め、利用後は暗幕を開けて退館してください。

(3) 他に利用を希望しているチームもありますので、利用しない月や、今後利用しないことが決まりましたら、速やかにご連絡をお願いします。

(4) 使用料は無料ですが、電気代を実費徴収致します。1時間510円（現在の単価のため、変更となる可能性もあります）、半コートの場合は半額となります。

(5) 電気料は、電気料の納付書は、翌月、中旬頃に発行いたします。納期限までに必ず納入してください。未納付が続く場合は、体育館使用許可を取り消す場合もあります。

(6) 半面コート使用許可の場合は、他の団体が休んだ場合でも照明は半分使用してください。

(7) 体育館シューズやラケット・シャトル、ボール等の消耗品はご持参ください。

バドミントンのネットについては、貸し出しをしておりません。その他、申請時にご確認ください。

(8) 佐世保市例規集の「佐世保市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則」にあります通り、チームの人数は、10人以上の構成でないと申請できませんので、ご理解ください。

(9) ゴミは、必ず持って帰っていただきますようよろしくお願いいたします。

(10) 体育館玄関にAEDを設置しています。

(11) ステージには上らないようにお願いします。小さい子供さんを含めて、ステージ上は事故等の危険もありますので、上らないようにお願いします。

(12) 代行員の指示に従ってください。

## 6 許可条件

- (1) 使用者は施設に損害を加えてはならない。
- (2) 使用者は使用許可以外の施設・用具を無断で使用したりしてはならない。
- (3) 使用者は施設に無断ではり紙又は釘類を使用したりしてはならない。
- (4) 使用者は施設の無断変更をしてはならない。
- (5) 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。
- (6) 使用者は施設の使用が終わった場合は直ちに現状に復し清掃・消灯及び火気の始末を確実にしなければならない。
- (7) 使用者は自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。
- (8) 使用者が故意または過失によって施設に損害を加えたときは速やかに学校長へ届け出を行い、その後、指示を受けた上、原状回復または賠償をしなければならない。
- (9) 使用に際し特に付した条件

以上の決まりを厳守し、ご利用をよろしく申し上げます。